

令和6年度版

下北地区 こどもの発達や学習に関する 相談機関のご案内

こんな心配ありませんか？

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ◎名前を呼んでも振り向かないことが多いなあ…。 | ◎話を聞くのがちょっと苦手かなあ…。 |
| ◎指先がうまく使えないなあ…。 | ◎落ち着きがない気がする…。 |
| ◎友だちとうまく遊べないみたい…。 | ◎あまり泣いたり、笑ったりしないけど…。 |
| ◎学校の授業がわからないみたい…。 | ◎ことばがちょっと少ないかもしれない…。 |
| ◎手や足、身体の動かし方がぎこちないなあ…。 | ◎福祉施設を利用したいなあ…。 など |



各機関と連携をとりながら、
こどもたちを支援していきたいと考えています。
下北地区こども発達相談連絡協議会

事務局：青森県立むつ養護学校

TEL 0175-26-2210

FAX 0175-26-2286

	医 療	保 健		福 祉
機 関 名	一部事務組合下北医療センター 「むつ総合病院」	むつ保健所 (下北地域県民局地域健康福祉部 保健総室)	各市町村役場	「青森県むつ児童相談所」 (下北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室こども相談課)
連 絡 先	〒035-8601 むつ市小川町一丁目2番8号 TEL 0175(22)2111 FAX 0175(22)4439	〒035-0073 むつ市中央一丁目3-33 (青森県むつ健康福祉庁舎1階) TEL 0175(31)1388 FAX 0175(31)1667	○むつ市役所子どもみらい部子育て支援課 〒035-8686 むつ市中央一丁目8-1 TEL 0175(22)1111 FAX 0175(23)5044 <担当:松本(内線3713)> ○大間町役場健康づくり推進課 〒039-4692 大間町字大間字奥戸下道20-4 TEL 0175(31)0350 FAX 0175(37)2562 <担当:菊池> ○東通村役場健康福祉課健康 G 〒039-4292 東通村砂子又里17-2 TEL 0175(28)5800 FAX 0175(48)2570 <担当:中村> ○風間浦村役場村民生活課 〒039-4502 風間浦村易国間大川目11-2 TEL 0175(35)3111 FAX 0175(35)3733 <担当:能渡> ○佐井村役場福祉健康課 〒039-4711 佐井村佐井糠森20 TEL 0175(38)2111 FAX 0175(38)2492 <担当:松谷>	〒035-0073 むつ市中央一丁目3-33 (青森県むつ健康福祉庁舎3階) TEL 0175(23)5975 FAX 0175(23)5982
支援内容等	◎小児科(小児神経科) 発達の遅れ、理解しづらい言動、気になる症状などの評価と診断を行います。その診断に基づいて「これから」への対策や対応法と一緒に考え、支援していきます。 ◎リハビリテーション科 こどもさんの運動発達および言語発達に関してお悩みの場合は、まず小児科または整形外科を受診してご相談ください。 医師の診察後、必要に応じてリハビリテーション科で、理学療法、作業療法、言語療法の専門的訓練を行い、より良い発達を支援します。 発達相談で受診される方 通常の診療時間中十分な相談時間が持てず、感染症のリスクもありますので、予めお電話で予約しての受診をおすすめします。	<療育相談> 整形外科医による診察、保健師による保健指導を行います。また、必要時栄養士による栄養指導を行います。 	<こども・保護者への相談支援> ①乳幼児相談を行います。 ②乳幼児健康診査等を行います。 ③ことばや成長の発達に関する相談を行います。 ④就学相談を行います。 「未就学児ことばの教室」に関しては、むつ市子どもみらい部子育て支援課(TEL22-1111)が窓口になり、療育指導員が支援します。 対象は、「ことばの教室」の欄を参照してください。 詳細を知りたい場合は各市町村役場の担当保健師にご相談ください。	<こども・保護者への相談支援> ①電話や来所による相談を行っています。 ②来所の場合、事前に電話でご予約ください。 <支援事業> ①愛護手帳(療育手帳)に係る判定を行います。 ※市町村からの依頼を受けて心理・医学診断により総合判定をします。 ②知的障害認定診断書を作成します。 ※知的障害による、特別児童扶養手当と障害児福祉手当の初回申請に伴うものです。 ③施設入所に関する支援を行います。 ※障害児施設への入所に関する支援を行います。 <関係機関への支援協力> 市町村特別支援教育推進委員会への協力を行っています。 

福 社

機 関 名

相談支援事業所
「ハートランドさくら」「となみ療護園」
「ぱれっと」「ROSSO(ろっそ)」

連 絡 先

○「ハートランドさくら」
〒035-0044 むつ市赤川町11-22
TEL 0175(28)2311
FAX 0175(22)3888
○「となみ療護園」
(となみ療護園横迎町ホーム内)
〒035-0033 むつ市横迎町一丁目
13-18
TEL 0175(33)2282
FAX 0175(33)2283
○「ぱれっと」(しもきた療育園 内)
〒035-0021 むつ市大字田名部字
赤川ノ内並木73-3
TEL 0175(22)3223
FAX 0175(22)9868
○「ROSSO」
〒035-006 むつ市緑ヶ丘10-14
TEL 090-3127-9012
FAX 0175-34-9751

支援内容等

障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため対象者が拡大され、平成24年4月より障害者福祉サービス利用すべての方にサービス等利用計画の作成が必要となりました。

	～18歳まで (障がい児)	18歳から (障がい者)
ハートランド さくら	○	○
となみ 療護園		○
ぱれっと	○	○
ROSSO	○	○

※各相談支援事業所では、高等部卒業に向けての相談も行っています。

こども発達支援センター
「りりい」

〒035-0061 むつ市下北町6-51
TEL 0175(33)2370
FAX 0175(33)2737
<センター長:吉田幸一>

<児童発達支援>

①運動プログラム
②生活プログラム
③学習プログラム
④制作・創作プログラム
⑤体験プログラム
⑥交流プログラム

<放課後等デイサービス
(ジュニア・クラス、ティーン・クラス)>

①運動プログラム
②生活プログラム
③学習プログラム
④進路支援プログラム

<保育所等訪問支援>

①保育園等を訪問して保育士などに
アドバイスや間接的支援
②教育機関等を訪問して担任や関係者などに
アドバイスや間接的支援
③関係機関と情報共有や個別支援会議への参加

<障害児相談支援>

①基本的な相談
②計画的相談支援
ア) サービス利用計画の作成
イ) 継続サービス利用支援(モニタリング)

	～18歳まで (障がい児)	18歳から (障がい者)
相談支援事業所 りりい	○	

※その他の事業についてはお問い合わせください。

児童発達支援事業・放課後等デイサービス
「すたあずりとる」「すたあず」
指定障害児相談支援事業所
「ら・ぼるて」

〒035-0021 むつ市大字田名部字
南栂山26-3
TEL 0175(31)1728
FAX 0175(31)1729
<代表理事:佐藤はる>

「すたあずりとる」

<事業内容>
①健康な生活
②療育者との信頼と愛着の形成
(親と支援者)
③遊びを通しての自己表現活動
④基本的な身辺自立
⑤コミュニケーション能力の確立
⑥集団行動における基本的なルール

「すたあず」

<事業内容>
①日常生活における基本的動作の支援
②集団生活適応訓練
③余暇活動の支援
④作業的な活動支援
⑤個々に応じたコミュニケーション支援
⑥季節に応じた行事活動

「ら・ぼるて」

<事業内容>
①基本的な相談
②計画的相談支援
ア) サービス利用計画の作成
イ) 継続サービス利用支援(モニタリング)

	～18歳まで (障がい児)	18歳から (障がい者)
ら・ぼるて	○	

◎TEACCHプログラムに基づいた実践を行っています。
※その他の事業についてはお問い合わせください。

ひがしどおり児童発達支援事業所
「TAOTAO(たおたお)」

〒039-4222 東通村大字砂子又
字沢内9-35
TEL 0175(31)0202
FAX 0175(31)0203
<管理者:坂崎隆浩>

<児童発達支援>

活動室での個別支援と共に、クラスに指導員が入り、集団内の支援も行います。

※保育所等訪問事業を行っている他、入園していないこどもの相談も行います。



教 育					
機 関 名	下北教育事務所	各市町村教育委員会 むつ市教育相談室	下北特別支援教育 研究会	ことばの教室 (通級指導教室)	青森県立むつ養護学校
連 絡 先	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 (むつ合同庁舎内) TEL 0175(22)1351 FAX 0175(23)8609	○むつ市教育委員会 〒035-8686 むつ市中央一丁目8-1 TEL 0175(22)1111 内線(3136) FAX 0175(22)1488 ○大間町教育委員会 〒039-4692 大間町字大間字奥戸下道20-4 TEL 0175(37)2103 FAX 0175(37)4661 ○東通村教育委員会 〒039-4292 東通村砂子又沢内5-34 TEL 0175(33)2341 (直通) FAX 0175(27)3027 ○風間浦村教育委員会 〒039-4502 風間浦村易国間大川目28-5 TEL 0175(35)2210 FAX 0175(35)2123 ○佐井村教育委員会 〒039-4711 佐井村佐井森森20 TEL 0175(38)4506 FAX 0175(38)4512	〒035-0071 むつ市小川町一丁目 18-10 (むつ市立第二田名部小学校内) TEL 0175(22)1450 FAX 0175(22)5260	〒035-0071 むつ市小川町一丁目18-10 (むつ市立第二田名部小学校内) TEL 0175(22)1457 FAX 0175(22)5260	〒035-0011 むつ市大字奥内字栖立場 1-110 TEL 0175(26)2210 FAX 0175(26)2286 メール:sodan-mut.sh@asn.ed.jp
支援内容等	<地区就学相談・教育相談会> 毎年7～8月に、大間町立大間小学校とむつ市立第二田名部小学校を会場に、気になることもさんについて、保護者や先生方を対象に相談会を開催し、養育や就学に関すること、生活・学習面に関する困り感や悩み等について教育相談を行っています。 【令和6年度開催日等】 ○7月31日(水) むつ市立 第二田名部小学校 ○8月2日(金) 大間町立大間小学校 地区就学相談・教育相談会に関しては、各市町村教育委員会または下北教育事務所までお問い合わせください。なお申込用紙は、各市町村教育委員会、各小中学校、各幼稚園等に5月中旬に配付されます。	<就学相談> ◎就学上の諸問題についての相談を行います。 ①電話、来庁等による相談を行います。 ②学校見学等の連絡調整をしたり、同行したりします。 ③所属保育園等との連携を行います。 ④特別支援教育推進委員会に向けた手続きをします。 <教育相談> ◎教育全般にわたる相談を行います。 ①電話、来庁等による相談を行います。 ②学校への連絡・連携を行います。 <むつ市教育相談室> ◎教育、子育てに関する相談を行います ①電話、来室、メールによる相談を行います。 ②学校及び関係機関への連絡・連携を行います。 TEL 0175(22)0974 FAX 0175(28)2208 E-mail: Mt-kyocenter@city.mutsu.lg.jp	下北特別支援教育研究会は、下北地域の特別支援教育について、研究・振興・充実を目的とし、特別支援学級設置校の校長、担任及び特別支援学校教員を会員として、昭和39年に設立した会です。 ◎管内特別支援学級 設置校 *小学校 *中学校 ◎管内特別支援学級児童生徒合同参加行事 ○スクラム会(中学生) 各特別支援学級を見学または体験したい場合は、設置校に直接電話するか、または在住する地区の教育委員会、市町村役場の保健師、所属保育所等にご相談ください。	むつ市立第二田名部小学校にあります。通級指導教室(ことばの教室)は、通常学級の児童を対象に、障害や発達状況に応じた個別の指導を行っています。 【対象】 ○発音がうまくできない。 ○リズムがうまくとれない。 ○場面に応じた適切な行動がとれないため、友達とのトラブルが多い。 ○特定の場面で言葉が出てこない。 ○いろいろなことをよく知っているのに特定の学習が苦手である。 ○知的に遅れは見られないのに、聞く・話す・読む・書く等に著しく困難を示し、落ち着いて学習に向かえない。 ○弱視、難聴、肢体不自由・病弱または身体虚弱がある。 ※通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童に限られます。 詳しくは、各在籍校 または むつ市教育委員会(学校教育課 Tel22-1111 内線 3136)にご相談ください。 「未就学児ことばの教室」に関しては、むつ市子どもみらい部 子育て支援課(Tel22-1111)にご相談ください。	<こども・保護者への相談支援> ①電話、メールによる相談を行っています。 ②来校しての相談を行っています。 ③未就学児対象で定期や一定期間の教育相談を行っています。 <定期的教育相談(未就学児教室)> 水曜の14:15～15:15 木曜の15:15～16:15に行っています。 <学校公開>年1回行っています。 <学校見学>随時受け付けています。 <体験学習>小学部、中学部、高等部で随時受け付けています。 <教育相談> 直接電話するか、市町村役場の保健師にご相談ください。 <学校公開> 6月下旬に開催されます。 福祉、保健、教育等関係機関に案内します。 <学校見学、体験学習> 随時受け付けています。 <体験学習> 中学部、高等部では期日を決めての体験学習も行っています。詳細は、各小中学校に案内します。 <特別支援教育巡回相談員> 幼・保・小・中・高等の要請に応じて、職員を派遣します。